

低圧蓄熱調整契約要綱

2025年4月1日 実施

九州電力株式会社

1 適用範囲

この低圧蓄熱調整契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、特定小売供給約款（2024年2月6日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の特定小売供給約款によります。）の低圧電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、3（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この要綱実施の際現に変更前の低圧蓄熱調整契約要綱の適用を受けている場合に適用いたします。

2 要綱の変更

(1) 当社は、契約期間中であっても、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) お客さまは、(1)に定めるこの要綱の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの要綱による契約を将来に向かって解約することができます。

3 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

4 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(1)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{低圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} \begin{array}{l} \text{(4)} \\ \text{の} \\ \text{蓄熱単価} \end{array} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、5（夜間使用電力量の算定等）によって算定された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器の

ほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。)の夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」といいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」といいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率(以下「控除率」といいます。)を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	10円97銭
-----------------	--------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

5 夜間使用電力量の算定等

- (1) 当該一般送配電事業者等は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。
- (2) 夜間使用電力量の算定は、供給約款25（使用電力量の算定）に準じて行ないます。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

6 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

- (1) 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、(2)によるものといたします。
 - イ 別表（調整期間および調整時間）2に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。
 - ロ 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。
 - ハ この要綱実施の際現に変更前の低圧蓄熱調整契約要綱6（自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い）の適用を受けていること。
- (2) 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、供給約款の低圧電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から4（料金）(1)によって算定された蓄熱割引額およびイによって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金

として算定された金額を加えたものといたします。

イ 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = \text{ロの契約調整電力} \times \text{調整時間} \times \text{ハの割引単価}$$

ロ 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭
--------------------	---------

7 契約期間

- (1) 契約期間は、4月1日または需給契約の変更にかかる料金適用開始の日からその日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間を契約期間満了の日の翌日から1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。
なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の

交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

8 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) 需給契約の内容に変更がある場合は、当社は、変更内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (4) その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、2025年4月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施にともなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

(調整期間および調整時間)

1 調 整 期 間

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，
8月13日，8月14日，8月15日，8月16日

2 調 整 時 間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間以上継続するものといたします。